



静岡発基 0630 第 1 号

令和 8 年 6 月 30 日

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 殿

静岡労働局長

國分 一行

静岡県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、
静岡県最低賃金（昭和 55 年静岡労働基準局最低賃金公示第 10 号）
の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。